

# 合併処理浄化槽設置整備補助金制度について

山北町では、衛生的で快適な生活と河川や水路などの水循環の保全を図るために、浄化槽地域において、合併処理浄化槽を設置する際に、浄化槽整備補助金制度を実施しています。

## 1 浄化槽地域

山北・岸・向原・平山の一部（公共下水道区域外）、共和地区、清水地区、三保地区

※ 詳しい地域につきましては、お問い合わせください。

## 2 補助対象浄化槽

- ・町内に設置する10人槽以下の浄化槽で、自己が居住の用に供する住宅（併用住宅も可）に設置される浄化槽

## 3 補助金額

- ・浄化槽の設置事由が「転換」もしくは「建て替え等」の場合に補助対象となります。
  - ・「転換」と「建て替え等」で補助金額及び内容が変わります。
  - ・人槽や工事費用によって補助金額が決まります。
  - ・補助金の額は、下記の表の補助基準額と、実支出額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較していずれか少ない額を選定し、「転換」は「本体設置費」と「付帯工事費（配管工事費及び単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去費）」、「建て替え等」は「本体設置費」と「単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去費」を合計した額となります。
- ※ 詳しくはお問合せください。

### ○ 転換（三保地区は「建て替え等」を参照）

単独処理浄化槽又は、汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合（建築確認を伴わない）

人槽区分	補助基準額（円）		
	本体設置費	付帯工事費	合計
5人槽	581,000	320,000	901,000
6～7人槽	724,000	370,000	1,094,000
8～10人槽	959,000	420,000	1,379,000

○付帯工事費の補助基準額に次の事項を加算した額を補助基準額とすることができます

- ・配管工事費の実支出額に3分の1を乗じた額（上限10万円）
  - ・単独処理浄化槽の撤去費の実支出額に3分の1を乗じた額（上限4万円）
- 又は、汲み取り便槽の撤去費の実支出額に3分の1を乗じた額（上限3万円）

### ○ 建て替え等（三保地区の転換を含む）

建て替えや増築に伴い、単独処理浄化槽又は、汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合（建築確認を伴う）

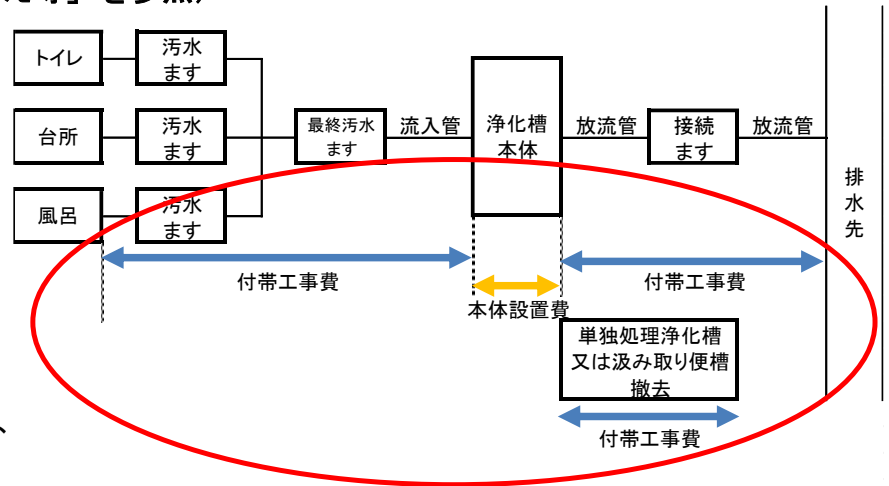
（三保地区における建築確認を伴わない合併処理浄化槽設置を含む）

人槽区分	補助基準額（円）		
	本体設置費	単独処理浄化槽又は、 汲み取り便槽の撤去費	合計
5人槽	168,000	45,000	213,000
6～7人槽	207,000		252,000
8～10人槽	276,000		321,000

## 4 補助対象内容

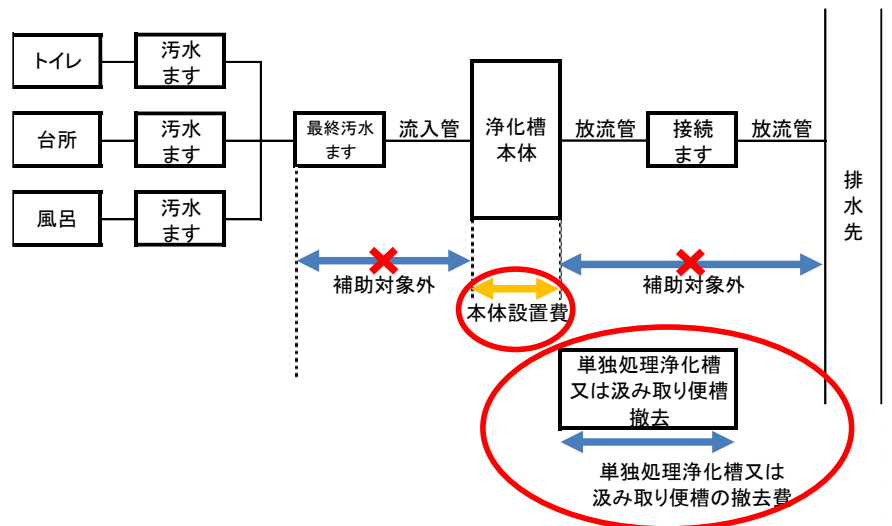
### ○ 転換 (三保地区は「建て替え等」を参照)

- ① 本体設置費  
浄化槽本体費、本体設置工事費
- ② 単独処理浄化槽又は、  
汲み取り便槽の撤去費  
既設単独処理浄化槽又は、  
汲み取り便槽の撤去工事費
- ③ 配管工事費  
トイレ等から排水先までの流入管、  
放流管、ますの設置費用



### ○ 建て替え等 (三保地区の転換を含む)

- ① 本体設置費  
浄化槽本体費、本体設置工事費
- ② 単独処理浄化槽又は、  
汲み取り便槽の撤去費  
既設単独処理浄化槽又は、  
汲み取り便槽の撤去工事費



## 4 撤去費の補助について

- ・ 単独処理浄化槽、汲み取り便槽ともに全撤去が条件となります。  
ただし、汲み取り便槽については、全撤去することで構造上支障がある場合、  
可能な範囲を撤去した場合でも補助対象となります。詳しくはお問合せください。

## 5 注意事項等

- ・ 予算に限りがあるため、予算額に達し次第、受付終了となります。
- ・ 申請年度の12月末までに申請してください。
- ・ 補助金などについては、国の基準改定などにより変更となる場合があります。
- ・ 手続きは、申請者本人以外（施工業者など）が行うことができます。
- ・ 補助金交付までの流れは、別紙「合併処理浄化槽設置整備補助金交付の手続きの流れ」  
をご覧ください。

問合せ先 山北町上下水道課  
電話：0465-75-3645